

答申 第 265 号
平成19年7月27日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年5月15日付け保指第177号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第340号

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係
る異議申立てに対する決定について

平成17年6月21日付け保指第284号の3

平成17年6月27日付け保指第315号

平成17年7月 8日付け保指第343号

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成17年7月8日付け保指第343号で行った行政文書不開示決定は取り消すべきである。

その余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月21日付け保指第284号の3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）、平成17年6月27日付け保指第315号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）及び平成17年7月8日付け保指第343号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定3」といい、「本件決定1」、「本件決定2」及び「本件決定3」を併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定1について

開示請求の内容を改ざんして不開示決定した。

(2) 本件決定2について

過去に国からの平成12年1月11日付け事務連絡が開示決定され閲覧した記憶がある。

(3) 本件決定3について

行政文書の件名が特定できないで、保存期間経過により廃棄されたと断定できるのは非常識だ。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

(1) 不開示の理由について

開示請求書には「居宅介護サービス費の不正受給をしている通所介護事業の鋸南町」とあったので、鋸南町の通所介護事業運営に関しての不正受給の有無について県が認定したことに係る文書を調査した。

その結果、鋸南町の通所介護事業運営に関する不正受給の事実を県は認定しておらず、よって、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

(2) 異議申立ての理由に対する意見

開示請求の内容を改ざんして不開示決定したとしている点については、行政文書不開示決定通知書において、「居宅介護サービス費の不正受給」と記載すべきところ、「居宅介護支援サービス費の不正受給」と誤記した事実があったものであり、平成17年8月30日付けで訂正通知を発している。

2 本件決定2について

(1) 不開示の理由について

開示請求は、鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理することが違法であるとの前提に基づくものであるが、市町村が通所介護事業を介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）による改正前の介護保険法（以下「改正前の介護保険法」という。）第175条に規定する保健福祉事業（以下「保健福祉事業」という。）として実施しない場合は一般会計で会計処理を行っても、介護保険法（平成9年法律第123号）に違反するものではない。

そこで、鋸南町が通所介護事業を保健福祉事業として実施しているかについて、鋸南町から提出されている介護保険事業計画を確認したところ、鋸南町では保健福祉事業を実施していなかったため、鋸南町の通所介護事業は、保健福祉事業として実施されていないことが確認された。

よって、鋸南町の通所介護事業の会計が一般会計で処理されることは違法ではないので、一般会計で処理している違法が明らかであるのに県が違法でないとした根拠の書類は存在しない。

なお、念のため、「厚生省からの事務連絡(H11.10)『介護保険特別会計の款項目節区分について』」において、市町村が通所介護事業を一般会計で処理することが違法であると解せられる記述を探したが、この事務連絡は、市町村における介護保険特別会計の経理方法に関する内容であって、上記に該当する記述はなく、請求の趣旨を満たす行政文書にも当たらないものである。

(2) 異議申立ての理由に対する意見

異議申立人は、平成12年1月11日付け事務連絡が開示決定され閲覧した記憶があるとしている。

この「平成12年1月11日付け事務連絡」について、異議申立てが提起される以前に異議申立人に開示した行政文書を調査した結果、平成12年1月11日付けで厚生省老人保健福祉局介護保険制度準備室から各都道府県介護保険担当課（室）あてに発せられた「臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて（事務連絡）」が該当すると判断される。

この事務連絡は、「鋸南町の通所介護事業が一般会計において処理できる根拠についてわかる書類」の開示を異議申立人から請求され、この事務連絡にある「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合には介護保険特別会計では経理しない」旨の記述をもって、請求に該当する文書であると判断し開示したものである。

しかし、開示請求は、鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理することは違法であるのが明らかであるという主張を前提にしたものであり、この事務連絡を異議申立人に開示した際の開示請求とは内容が異なるものであるから、異議申立人の理由に根拠はない。

3 本件決定3について

(1) 不開示の理由について

開示請求書の「介護保険の施設を運営していないとする根拠についてわかる書類」とは、平成9年12月17日に公布された介護保険法に係る国からの通知文（介

護保険法の制定を告示した官報の写しを添付) が該当すると解されるが、当該文書については、保存期間の経過により廃棄されている。

なお、開示請求書にある「『すこやか』のデイサービスセンター」は、介護保険法における指定通所介護事業として指定したものである。一方、「介護保険施設」とは、改正前の介護保険法第7条第19項において、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の3つと定義されていることから、デイサービスセンターは介護保険施設ではない。

(2) 異議申立ての理由に対する意見

異議申立人は、行政文書の特定ができないまま廃棄されたと断定できるのは非常識だとしているが、開示請求書の「『すこやか』のデイサービスセンターを介護保険の施設を運営していないとする根拠」は、改正前の介護保険法第7条第19項が該当し、異議申立人に情報提供すると教示されており、何ら不利益を及ぼすものではない。

また、当該規定に係る文書が国から通知されているのは介護保険法が公布された平成9年12月であり、保存期間の経過によりすでに廃棄されているが、開示請求の対象となる行政文書は不存在との判断に影響を及ぼすものではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年5月23日付けで「居宅介護サービス費の不正受給をしている通所介護事業の鋸南町が会計処理を一般会計ですることにより表立たなくしていることを県知事が是正させたことがわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求1」という。）、平成17年5月26日付けで「厚生省からの事務連絡（H11.10）『介護保険特別会計の款項目節区分について』より、鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理している違法が明らかなのに保険指導課が違法でないとした根拠の書類」の行政文書開示請求（以下「請求2」という。）及び平成17年6月6日付けで「安房郡鋸南町が介護保険の事業を実施するとして国から補助金の交付を受けているのに、千葉県健康福祉部保険指導課介護保険室が『すこやか』のデイサービスセンターを介護保険の施設を運営していないとする根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「請求3」といい、「請求1」、「請求2」及び「請求3」を併せて「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由に請求1に対して本件決定1を、請求2に対して本件決定2を、請求3に対して本件決定3をそれぞれ行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は本件請求に係る行政文書は存在しないとしているので、以下検討する。

(1) 本件決定1について

ア 請求1には「居宅介護サービス費の不正受給をしている通所介護事業の鋸南町」とあり、請求の趣旨は鋸南町の通所介護事業の運営に関しての不正受給の有無について、県が認定したことがわかる行政文書の開示を求めるものと認められ

る。

イ 実施機関は、鋸南町の通所介護事業運営に関して不正受給の事実を認定しておらず、また、不正受給の有無を認定した文書を調査したが、文書の存在は確認できなかったと説明する。

ウ 確かに、審査の過程において、実施機関の説明を覆すような事実は確認できず、異議申立人は、不正受給の有無について具体的な主張をしていない。

また、他に請求1に係る文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められないことから、これを是認するほかなく、請求1に係る行政文書は存在しないものと判断する。

(2) 本件決定2について

ア 請求2には「一般会計で処理している違法が明らかなのに保険指導課が違法でないとした根拠の書類」とあり、鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理することについて、違法であることを前提とした請求であることが認められる。

イ 実施機関は、市町村が通所介護事業を保健福祉事業として実施しない場合、一般会計で会計処理を行っても介護保険法に違反するものではなく、鋸南町から提出されている介護保険事業計画を確認したところ、同町では保健福祉事業を実施していなかったことが認められたので、請求の趣旨を満たす文書は存在しないと説明する。

ウ 確かに、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）による改正前の介護保険法施行令第1条は、市町村が改正前の介護保険法第175条に規定する保健福祉事業として指定居宅サービスを行う場合は、特別会計により経理すると規定しているが保健福祉事業として行う場合以外、特に規定はない。

また、鋸南町の介護保険事業計画を確認したところ、鋸南町が保健福祉事業を実施している旨の記載はない。

以上のことから、文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、他に請求2に係る文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められないことから、請求2に係る行政文書は存在しないものと判断する。

(3) 本件決定3について

ア 請求3には「『すこやか』のデイサービスセンターを介護保険の施設を運営していないとする根拠についてわかる書類」とあり、実施機関は、介護保険施設を定義した改正前の介護保険法第7条第19項の記載のある官報の写しが添付された国からの通知文が請求の趣旨を満たすものと解したが、当該通知文はすでに廃棄されているとして行政文書不開示決定通知書の開示しない理由欄にその旨記載し、備考欄には改正前の介護保険法第7条第19項の条文を別途情報提供する旨記載の上、異議申立人に通知した。

イ 実施機関に確認したところ、異議申立人は、同時期の行政文書開示請求書に「『市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合』では『指定居宅サービス事業』も『介護保険施設の運営』が同じとする根拠」と記載していることなどから、「指定居宅サービス事業」を行っている「すこやか」のデイサービスセンターが介護保険法で規定する「介護保険施設」ではないことを承知しているものと解したので、請求3には「介護保険の施設」と記載されていたものの「す

こやか」のデイサービスセンターが「介護保険施設」ではないことがわかる根拠を求めるものと判断したとの説明であった。

当審査会で、当該開示請求書を確認したところ、実施機関の説明のとおり、当該開示請求書に「すこやか」のデイサービスセンターが介護保険法で規定する「介護保険施設」ではないことを異議申立人が承知していると考えられる記載が認められ、実施機関の説明を覆す事実も確認できないことから、請求3の趣旨は「すこやか」のデイサービスセンターが「介護保険施設」ではないことがわかる根拠を求めるものと判断する。

ウ なお、実施機関は、「すこやか」のデイサービスセンターが「介護保険施設」ではないことがわかる根拠として、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の3つを「介護保険施設」として定義する改正前の介護保険法第7条第19項が該当すると説明する。

エ 確かに、実施機関の説明のとおり、改正前の介護保険法の規定からデイサービスセンターは介護保険施設として定義されていないことが確認できる。

しかしながら、「すこやか」のデイサービスセンターは、鋸南町が平成11年12月8日付けで申請した「指定居宅サービス事業者指定申請書」の記載内容から「指定居宅サービス事業」の事業所であることが認められ、「介護保険施設」ではないことが確認できる。実施機関は当該行政文書を特定した上で、開示・不開示の決定を行うべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書で種々主張しているが、文書の存否については上記2のとおりであり、異議申立人の主張は当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2については妥当であるが本件決定3については取り消すべきであり、鋸南町が平成11年12月8日付けで申請した「指定居宅サービス事業者指定申請書」を特定した上で、開示決定等をすべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 5. 17	諮問書の受理
18. 6. 21	実施機関の理由説明書の受理
19. 3. 16	審議
19. 4. 27	審議
19. 5. 29	審議
19. 6. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちば アドバイザー	

(五十音順：平成19年6月22日現在)